

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。(白川町役場農林課内で閲覧)

## 2 促進計画の目標

### 全 町

本町は、東西に約24km、南北に約21km、237.89km<sup>2</sup>の面積を有している。町の西端を木曾川水系の飛騨川が南北に流れ、佐見川、白川、黒川、赤川の4つの支流が扇状に東側に伸び、これらの川沿いの少ない平地地域に住家と農地が点在している。

また、町内は海拔150mから1,223mと高低差が激しく、87%を山林が占め、平地地域、急傾斜地域を含め約3%の農地で水稻、お茶、夏秋トマトのほか、集団営農組織による大豆栽培を行っている。なお、町内の人口減少に伴い、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻な状況で、遊休農地が年々増加しているが、集団営農の育成強化による担い手育成に重点を置き、優良農地を確保し耕作放棄地の発生を防ぐ対策を講じている。

本町は特定農山村地域に指定されるなど、急傾斜地域では平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うなど農地の保全に努めることが必要である。

### 1. 白川南部地域

#### (1) 現況

本地域は、1級河川白川の周辺の平地地域で、稲作と大豆を中心とした営農が行われている。また、海拔600m付近の急傾斜地域では、特産の白川茶が栽培されている。

#### (2) 目標

全町及び(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 白川北地域

#### (1) 現況

本地域の平地地域は、飛騨川の水資源を活用した稲作地帯であり、海拔200mから600m付近の急傾斜地域では、特産の白川茶が栽培されている。

## (2) 目標

全町及び(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3. 蘇原地域

### (1) 現況

本地域は、急傾斜地域で、棚田等において稲作及び夏秋トマト等の営農が行われている。

### (2) 目標

全町及び(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 4. 黒川地域

### (1) 現況

本地域は、1級河川黒川の周辺の平地地域において、稲作及び夏秋トマトの営農が行われているが、地域の周辺は1,000m級の山々に囲まれているため平地地域は狭小で、多くは急傾斜地域で、棚田等において稲作と、特産の白川茶が栽培されている。また、一部地域では環境負荷の軽減に配慮した農業が普及している。

### (2) 目標

全町及び(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業、及び、同項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 5. 佐見地域

### (1) 現況

本地域は、1級河川佐見川の周辺の平地地域において、稲作等の営農が行われているが、地域の周辺の山々に囲まれているため平地地域は狭小で、多くは急傾斜地域で、棚田等において稲作等が行われている。また、一部地域では環境負荷の軽減に配慮した農業が普及している。

### (2) 目標

全町及び(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業、及び、同項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	白川南部区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	白川北地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	蘇原地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	黒川地域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
⑤	佐見地域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

事業推進に関しては、町及び農業団体の、認識の一致及び情報共有が不可欠であると考え、連携を深めるために、定期的な打ち合わせを実施し対応していく。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

#### ア 対象地域

白川町全域

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地すべてを対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、担い手（認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた者）及び、1年以内に担い手となることが確実と認められる者など、地域の実情に合わせて町長が認めた者とする。

- 4 その他必要な事項  
該当無し。